

# みんなが安心して働き続けるための 高年齢者等雇用安定法学習会



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため、

- ①定年の引き上げ
- ②継続雇用制度（希望者を定年後も引き続いて雇用する制度）の導入
- ③定年の定め廃止、

のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じる必要があります。また、昨年（平成

25年）4月より雇用措置義務対象年齢が65歳となっています。厚生労働省は、法の趣旨を踏まえ、早期に65歳以上定年、65歳以上希望者全員の雇用継続制度などの導入を呼びかけています。

これは法律事務所なども例外ではありませんが、事務所によって賃金や労働条件など実施状況はまちまちです。

そこで、今回は現役の社会保険労務士をお招きし、制度の趣旨と高年齢者雇用の現状を学ぶと共に、各事務所の状況を交流し合い、今後の運動の展望を考えていくことにしました。

「私はまだ若いからいいかな」と思っている方にとっても、これから先、安心して働き続けていくうえで大切なことです。

ご参加お待ちしております。

【場所】 **大阪弁護士会館 1106号**

【日時】 **3月24日（月） 午後6時30分～**

【講師】 **社会保険労務士 鈴木威信**

主催 **大阪法律関連労働組合**

（連絡先 TEL 06-4302-5153 大阪法律事務所 吉田）